

質疑回答書（第1回）

令和7年11月13日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答内容
1	実施要領 P. 1	事業期間は「契約締結日の翌日から令和13年6月30日(月)まで」となっており、業務ごとの履行期間は「羽曳野市本庁舎基本設計図書の概略事業スケジュールを参照すること」となっておりますが、フェーズ毎の履行期限はございますでしょうか。	基本設計図書の概略事業スケジュールに沿うことを原則とするともに、 ○令和8年度中にフェーズ0着手 ○令和11年度中に新本館への移転完了 ○令和13年6月30日までの業務完了 以上の期限を順守した工程提案をお願いします。  また、優先交渉権者決定後に、大阪府による防災無線工事（別途工事・令和11年度中に完了）との工程調整を行うものとします。
2	実施要領 P. 6	「監理技術者の工期途中での交代は、工程上一定の区切りと認められる時点に限り、交代前後における監理技術者の技術力が同等以上に確保できる場合のみ認める。」とありますが、工程上の一定の区切りとは各フェーズ単位という認識で宜しいでしょうか。	各フェーズ単位を原則とします。
3	実施要領 P. 6	施工主任技術者(建築・電気・機械)について、「専任でなくてもよい」との記載がありますが、工期途中での交代は可能でしょうか。	監理技術者同様に、工程上一定の区切りと認められる時点に限り、交代前後における施工主任者の技術力が同等以上に確保できる場合のみ交代を認めます。
4	実施要領 P. 11 P. 15	中項目・小項目以降の明細内訳は優先交渉権者確定後に提出と考えて宜しいでしょうか。ご指示ください。	様式7-2～7-4（総括表、大項目、中・小項目）は技術提案書の提出時にご提出ください。細目については実施要領P15「(3)契約金額と契約代金内訳書の提出」に記載のとおりご提出ください。
5	実施要領 P. 15	「契約締結までに、速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとする。」と記載されていますが、中項目・小項目以降の内訳書の書式や項目等は事業者の書式に沿って作成するものと考えて宜しいでしょうか。また、数量の算出や仕様等の想定が困難な項目は、一式計上となりますが、宜しいでしょうか。	様式7-2～7-4に記載の項目（総括表、大項目、中・小項目）は当市様式にてご提出ください。細目については事業者の書式に沿って作成ください。 数量の算出や仕様等の想定が困難な項目は一式計上として良いものとします。
6	要求水準書 P. 5	今回再公告されました要求水準書では、「(4)対象外とする業務ーA. インフラバイパス設計業務」が削除されています。一方、要求水準書の構成には「ウ. インフラバイパス仮設工事実施設計図」が含まれており、業務としては対象外と考えますが、その認識で宜しいでしょうか。	対象業務とご認識ください。 インフラバイパスについては、前回公告時の設計内容に対して、排水ルートの一部変更させる必要があります。そのため、前回公告時の設計内容を基本としつつ、設計変更を行う必要があることから本公告においては対象業務としています。
7	要求水準書 P. 5	「5. 本事業の業務範囲 (2)設計業務、監理業務、工事施工」のフェーズ1インフラバイパス整備について、前回公告時には業務の対象範囲外となっておりますが、今回は設計業務が業務範囲内となっております。変更となったという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。 変更の経緯は質疑No. 6回答を参照ください。
8	要求水準書 P. 10	事業期間中に開発変更許可1回、建築確認計画変更申請2回を見込むとありますが、羽曳野市様のご意向によりそれ以上の変更が発生した場合の手数料は羽曳野市様にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
9	要求水準書 P. 11	「本市が主催する説明会等の支援」「各段階において本市の求めに応じて、関係者への説明を行うこと。」とありますが、説明会の回数と時期、市民説明会の頻度と時期を教えてください。	年1回程度を想定ください。
10	要求水準書 P. 13	「イ. 追加的業務の内容と範囲 (Ⅱ) 工事費積算に関する追加業務において、公共建築工事積算基準に準じて、工事費を積算する。」とありますが、事業者のノウハウを最大限活用する観点で、国の地方債（緊急防災・減災事業債）の補助を受ける根拠を作成する前提で、積算の仕方については事業者に委ねると考えてよろしいでしょうか。	前回の「質疑回答書(第1回)No. 52」に記載の通り、公共建築工事積算基準に準じ積算することを原則とし、詳細は協議により決定することとします。
11	要求水準書 P. 16	「新庁舎の実施設計完了時に精算見積書を作成、提出すること。」とありますが、事業者のノウハウを最大限活用する観点で、公共建築工事積算基準ではなく、施工者の作成する工事費内訳書でよろしいでしょうか。	公共建築工事積算基準に準じ積算することを原則とし、詳細は協議により決定することとします。
12	要求水準書 P. 16	「新庁舎の実施設計完了時に積算見積書を作成、提出すること。数量算出は公共建築工事積算基準に基づいて行い、単価等は契約時のものを採用すること」し記載されていますが、単価等については公共建築工事積算基準に基づく単価ではなく契約時の単価を優先するという認識で宜しいでしょうか。	よろしいです。

質疑回答書（第1回）

令和7年11月13日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答内容
13	要求水準書 P.16	「特に設備工事費の概算について、材工共の複合単価を作成する等、公共建築工事積算基準に基づいた積算を行うこと。」と記載されていますが、設備工事においても契約時の単価を採用するという認識で宜しいでしょうか。また、機器や専門工事会社による工事等は、改めて精算時点で見積書を徴収することになるため、契約時の単価から変更できるものという認識で宜しいでしょうか。	よろしいです。
14	要求水準書 P.16	「積算の結果、要求水準の変更がないにもかかわらず上限契約金額を超える場合は、実施設計を見直す等、受注者の責任において対策を立案し、監督員に報告し、協議すること。」と記載されていますが、物価上昇による増額分も含め実施設計の見直し等が可能であるという認識で宜しいでしょうか。	見直しは可能ですが、詳細は協議によるものとします。
15	要求水準書 P.18	誘致予定の店舗区画数は2区画を想定するとありますが、1階売店と6階あおぞらカフェ部分と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
16	要求水準書 P.19 基本設計書 P.34・39	上記が正の場合、B設計B工事の範囲は平面図上の市民利用-桃色着色部全域と考えてよろしいでしょうか。	B設計B工事の範囲と桃色着色部の関連性ははありません。
17	要求水準書 P.19	上記のテナント範囲について、本工事で床・壁・天井仕上を見込まなくてよろしいでしょうか。	基本設計図書等の内部仕上表に基づいて見込んでください。
18	要求水準書 P.19	仮設駐車場について、一部を軽自動車用とすることは可能でしょうか。可能であれば、台数の目安をご教示ください。	可能ですが、台数の目安はありません。
19	要求水準書 P.20	「実施設計設計図書等一覧」に「解体-④既存建物調査報告書」とありますが、求められる内容により金額が変わります。対象施設、および業務仕様をご教示をお願いします。	要求水準書P.19に基づき、解体工事費の根拠となる報告書を作成するための業務仕様を適宜見込んでください。
20	要求水準書 P.44	「ICOMOS等が提示する建築的な課題及び懸案事項に対して解決策を検討する」とありますが、具体的にどのような検討を行う必要があるのでしょうか。	ICOMOSに対する報告書作成に当たり、資料作成協力を想定してください。監督員の指示に基づき、パース、図面等の作成、建築物に関する技術的見解等の求めに対応をお願いします。
21	提案価格見積書【様式7-2~4】	提案価格見積書【様式7-2~4】は縦書きですが、内訳明細書は横書きでも宜しいでしょうか。	よろしいです。
22	様式4-2参加資格確認書	前回の「質疑回答書(第1回)No.4」に記載の通り、実施設計業務について施工会社と設計会社でJVを組成する場合、「様式4-2参加資格確認書(設計業務・監理業務)」はどのように記載すれば宜しいでしょうか。	JVを組成する施工会社および設計会社の双方で、「様式4-2 参加資格確認書(設計業務・監理業務)」をそれぞれ提出してください。 なお、「様式7-5 実績・体制審査に係る提案書」については、次のとおり記載してください。 「参加者の業務実績」：JV構成員のいずれかの実績を記載(どちらの構成員の実績でも可) 「設計主任技術者の業務実績」：当該業務を担当する者の実績を記載(所属はJV構成員のいずれでも可)
23	基本設計書 P.54	施錠計画について、各諸室のセキュリティレベルによって鍵、ICカード認証、暗証番号認証、生体認証を決定とありますが、現時点での想定をご教示ください。	参考図を参照ください。
24	【参考】前回公告時質疑回答に対する状況一覧	前回公告時質疑回答について、下記2点についてご指示ください。 ①『修正済み』とある質疑に対しては公告資料等の修正がなされていると考えて宜しいでしょうか。 ②『-』となっている質疑については引き続き、今回の入札にも適用されると考えて宜しいでしょうか。	①よろしいです。 ②よろしいです。
25	質疑回答書(第1回) No.84	基本設計図書において、ZEB Readyが満たせていることがわかる計算書の提供時期をご教示ください。	計算書は希望者にメールにて提供します。希望される場合はメールにて事務局までご連絡ください。 なお、提供期間は実施要領P7.(3)電子データの提供期間に準ずるものとします。